

『新しい財源確保策について』 (報告書)

宮島財源確保検討委員会

令和2年5月18日

目 次

1	はじめに.....	1
2	宮島を取り巻く環境と廿日市市の責務.....	2
	（1）宮島への来島者数の動向.....	2
	（2）廿日市市の責務と宮島のまちづくりの方向性.....	3
	（3）観光客等の増加に伴う施策の必要性.....	4
3	人口減少・少子高齢化と新しい財源確保の必要性.....	5
	（1）人口減少と少子高齢化.....	5
	（2）市税の推移と扶助費の推移.....	6
	（3）これまでの財源確保の取組.....	7
	（4）新しい財源（法定外税）の必要性.....	8
4	新しい財源確保策の提案.....	9
	（1）これまでに検討された案.....	9
	1）『宮島を守るための新しい税』（平成 20 年度）.....	9
	2）『廿日市市法定外目的税導入検討委員会』（平成 27－28 年度）.....	9
	（2）本委員会において提案する案.....	10
	1）課税客体の範囲.....	10
	2）今回検討した 2 つの制度案.....	11
	① 船舶による宮島への入域【応益課税】.....	11
	② 船舶による宮島の訪問【原因者課税】.....	12
	3）今回提案する案.....	13
5	法定外税の徴収方法.....	14
	（1）宮島における港湾施設（棧橋）の状況.....	15
	（2）宮島へ入域する旅客フェリーの航路.....	16
	（3）「旅客フェリーによって入域する者」からの徴収方法.....	16
	（4）個人船等で入域する者からの徴収方法.....	17
参 考		18
	（資料 1）税率の検討と使途のイメージ（5 ヶ年の概算事業費）.....	18
	（資料 2）外部アドバイザー及び租税法、租税論の専門家の見解（概要）.....	21
	（資料 3）検討委員会及び部会の開催状況.....	24
	（資料 4）宮島財源確保検討委員会委員名簿.....	25
	（資料 5）宮島財源確保検討委員会外部アドバイザー名簿.....	25
	（資料 6）宮島財源確保検討委員会オブザーバー名簿.....	25

1 はじめに

令和元年9月に設置された「宮島財源確保検討委員会」は、眞野勝弘市長（当時）から「世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り、次世代に継承していくとともに、観光地としての質的向上を図ることを目的とした施策を実現するための財源のあり方」について諮問を受けました。

モン・サン＝ミッシェルと観光友好都市提携を結ぶ前年の平成20（2008）年度に「宮島を守るための新しい税」を検討するプロジェクトチームが結成されました。当時、宮島への来島者数は343万人でした。それから7年経過した平成27年度～28年度に第2回目の委員会が設置されました。平成28（2016）年度はオバマ大統領が広島を訪問した年です。その翌年には宮島への来島者数は450万人を超えました。

最初のプロジェクトチームの設置から数えると11年目にあたる令和元年（2019年）10月11日、3度目の委員会がスタートしました。委員会を3回、徴収方法検討部会は4回開催し、第4回目の委員会をようやく開催する段階になりました。

ところが、令和2年4月16日に廿日市市においては初めての新型コロナウイルス感染者が出ました。この状況を考慮し、「中間まとめ」をして書面審議をすることにしました。委員長・副委員長及び事務局でいただいた意見を検討し、修正すべき点は修正して「報告書案」をまとめ、書面会議を開きました。

書面会議の開催の結果、松本太郎市長に最終答申をするのに十分なお賛同を委員の皆様からいただきました。

本委員会は、最初に書きましたように、「財源のあり方」について検討するために設置されました。財源のあり方は税の徴収方法と密接に関連しているので、委員会の下に「徴収方法検討部会」を設置し、JR西日本宮島フェリー株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社広島支社、宮島松大汽船株式会社及び広島電鉄株式会社と税の徴収、改札、精算の方法などについて意見を交換し、一定の方向も出てきています。引き続き、連携・協力の精神の基に協議され、実りある成果を出していただくようお願いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の患者数は減少しつつありますが、依然として観光客数は減少しています。とは言え、新しい税が検討され始めてから11年の歳月が経過していますので、新しい税の制度自体は今年度中に作り、施行については諸状況を勘案しながら実施に移していただくように考えます。

『新しい財源確保策について』（報告書）をまとめることができましたのも、本委員会の委員、外部アドバイザー、オブザーバーの皆様、そして租税法、租税論の研究者の皆様のおかげと感謝いたします。そして、調査や中間まとめ、そして報告書の作成、会議の準備などをしていただいた廿日市市の職員の皆さんにもお礼を申し上げます。

令和2年5月18日

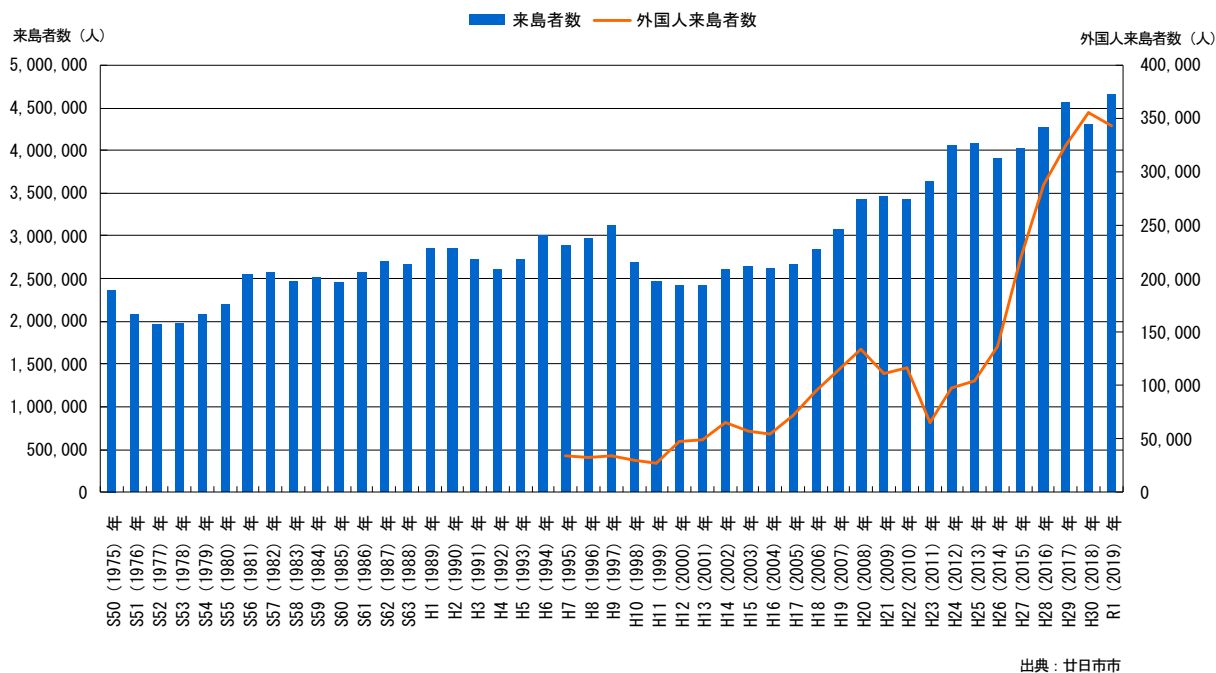
宮島財源確保検討委員会 委員長 市川太一

2 宮島を取り巻く環境と廿日市市の責務

(1) 宮島への来島者数の動向

宮島への年間来島者数は、広島アジア大会が開催された平成 6（1994）年に 300 万人に達した。平成 24（2012）年にはNHK大河ドラマ「平清盛」が放映され 400 万人を超え、平成 26（2016）年のオバマ大統領の来広などもあり、図表 2－1 のように、令和元（2019）年には過去最高となる約 465 万人を記録した。

図表 2－1 宮島への来島者数の推移



宮島の観光客が増え続けている 1 つの要因としては、平成 8（1996）年に厳島神社と前面の海、そして背後の弥山原生林が原爆ドームと同時に世界遺産に登録されたことである。これによって日本三景としての知名度に加え、厳島神社や弥山などの価値や魅力が多くの人々を一層引きつけていると思われる。大型客船の五日市岸壁等への寄港や、平成 21（2009）年のフランスのモン・サン＝ミッシェルとの観光友好都市提携の締結をはじめ、大手旅行サイトでは常に人気ランキングが上位に位置するなど、インターネットやSNSの普及により外国人観光客も著しく増加している。

さらに、『明日の日本を支える観光ビジョン構想会議』が平成 28（2016）年 3 月に策定した『明日の日本を支える観光ビジョン』では、図表 2－2 のように、令和 12 年の目標値が設定され、その実現に向けた施策が展開されている。

図表 2－2 訪日外国人旅行者数・宿泊者数の目標値（日本）

	平成 27（2015）年（実績）	令和 12（2030）年（目標値）
訪日外国人旅行者数	1,974 万人	6,000 万人
地方部での外国人延べ宿泊者数	2,519 万人	13,000 万人

広島県でも平成 29（2017）年度に『ひろしま観光立県推進基本計画』が策定され、図表 2－3 の目標値が設定され¹、その実現に向けた施策が展開されている。

図表 2－3 総観光客数・外国人観光客数の目標値（広島県）

	平成 29（2017）年（実績）	令和 4（2022）年（目標値）
県総観光客数	6,989 万人	7,600 万人
うち外国人観光客数	243 万人	600 万人

今後も、廿日市市はもとより、国及び県も観光施策を推進することから、新型コロナウイルス感染症によって短期的には観光客が減少するだろうが、これからも年間約 460 万人を超える宮島への来島者が引き続き見込まれる。

（2）廿日市市の責務と宮島のまちづくりの方向性

宮島は、千年以上の長い時間をかけ様々な文化を取り込み、宮島ならではの文化や民俗を築きあげてきた。他方では島の自然は平安時代から今日に至るまで、島をいつくしむ人々の努力によって守られ、太古からそのままの姿で残されている。

宮島の価値は、「神をいつきまつる島」として厳しく守られてきた自然や文化、歴史そのものにある。この自然や文化、歴史が観光資源として地域の経済基盤を形成すると共に「日本三景」「世界遺産」として宮島の価値を高めてきた。

この宮島の価値が、年間 460 万人を超える国内外からの来島者を惹きつけ、廿日市市はもとより広島県の観光の中心を担っている。しかし、最近では来島者の激増によってオーバーツーリズム（観光公害）というこれまでになかった新たな課題が生じている。

廿日市市には、宮島を人類共通の財産として後世に守り伝えていく責務がある。それは、先人によって守り受け継がれてきた自然や歴史的文化財、時間をかけて築き上げてきた文化や伝統、さらには人々の営みとともに形づくられてきた町並みや景観などの環境・資源を後世に引き継ぐことである。

他方、宮島では急激な人口減少と高齢化が進行する中で、相反するように観光客は増加している。空き家などに多くの事業者が進出しているが、島内の規制や習慣を十分に理解している事業者ばかりではない。これらの急激な変化は、住民生活をはじめ様々な場面に影響を及ぼし、宮島はまさに転換期を迎えている。

このため、宮島の持つ自然、文化、歴史といった特性と住民の暮らしに視点を当て、宮島の「あるべき姿」と「ありたい姿」を明らかにし、まちづくりの理念と方針、将来像を示す『宮島まちづくり基本構想』（令和 2（2020）年 3 月）が策定された。この長期構想は、廿日市市の今後の施策や事業を展開する際のまちづくりの指標として位置づけられる。

なお、この構想では、長期的な視野で事業を推進していくためには、必要な財源を確保することが必要不可欠であり、ふるさと納税の他にも法定外目的税や協力金、クラウドファンディングなど新たな手法の導入などを進め、「あるべき姿」や「ありたい姿」を実現していくこととされている。

¹ 平成 30（2018）年 7 月の豪雨災害の風評被害等によって落ち込んだ観光客数を取戻し、発災前以上に広島県の観光産業を発展させることをめざし、『ひろしま県観光立県推進基本計画』の目標値が上方修正されている。

（３）観光客等の増加に伴う施策の必要性

観光客等の増加は、宮島や宮島口にも様々な経済効果を生み出している。その反面、宮島島内では、ゴミのポイ捨て、外国人観光客の生活空間への侵入、自転車利用のマナー違反といったトラブルも発生している。また、受け入れ環境としては公衆トイレや宮島栈橋旅客ターミナルなどの機能の不足があげられる。

これら課題等に対応するために、『廿日市市観光振興基本計画』（平成 27（2015）年 1 月）においては、観光客数の量的拡大よりも観光の質的向上をめざすとされ、以下のような施策が提言されている。

1）自然環境の保全

- ・宮島の環境の質を保全するため、観光客も一定の負担をする制度の検討

2）災害時に観光客が安心して避難できる体制整備

- ・観光客へ災害時の避難態勢の情報提供
- ・災害支援体制を整備（例えば市と連携した施設での避難者の受け入れなど）
- ・島内事業者に防災情報を周知し、観光客を避難地へ誘導ができるように避難訓練の実施

3）宮島口地区の環境整備

- ・旅客ターミナル整備による待合スペースの充実
- ・駐車場容量の拡大、パークアンドライドの推進、路面電車踏切解消などによる国道 2 号渋滞の緩和

4）快適なしま歩き環境の創出

- ・トイレやゴミなど観光客の不満要因を取り除き、快適に回遊できる環境作りの推進

5）情報環境の充実

- ・しま歩き観光を進めるため回遊情報表示の充実
- ・弥山・包ヶ浦など自然探索を対象としたサイン・看板等の整備
- ・英語を話すことができる案内人の増加、ピクトグラム（絵表示）による案内看板の設置など、外国人観光客向けの案内機能の充実
- ・W i - F i によるインターネット環境の充実

今後も、年間 460 万人を超える宮島への来島者に対応するために観光の質的向上を図っていく必要がある。

3 人口減少・少子高齢化と新しい財源確保の必要性

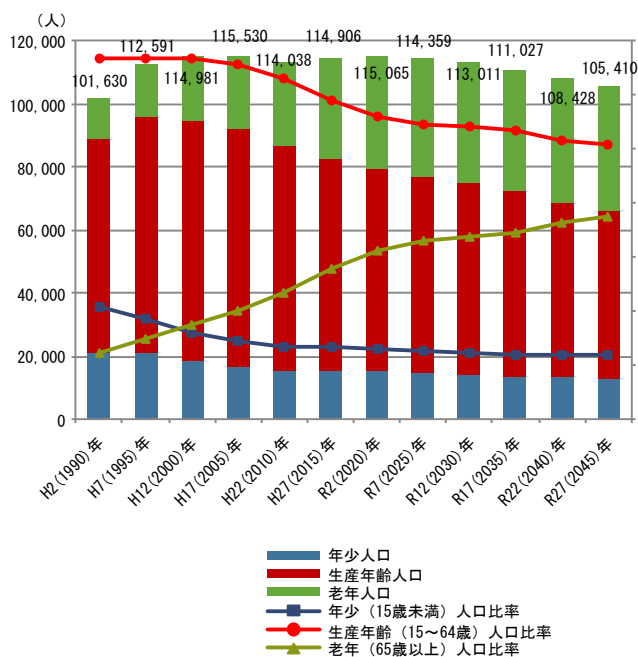
(1) 人口減少と少子高齢化

廿日市市全体の人口は、図表3-1のように、沿岸部における宅地開発等によって近年は横ばいであるが、今後は人口減少の局面を迎え、さらに高齢化が進行していく。

宮島地域の人口は国勢調査によれば、昭和22(1947)年の5,197人をピークに平成27(2015)年には1,674人まで減少している。ピーク時に比べて約3分の1になっている。高齢化の進行も廿日市市全体よりもはるかに進んでいる。

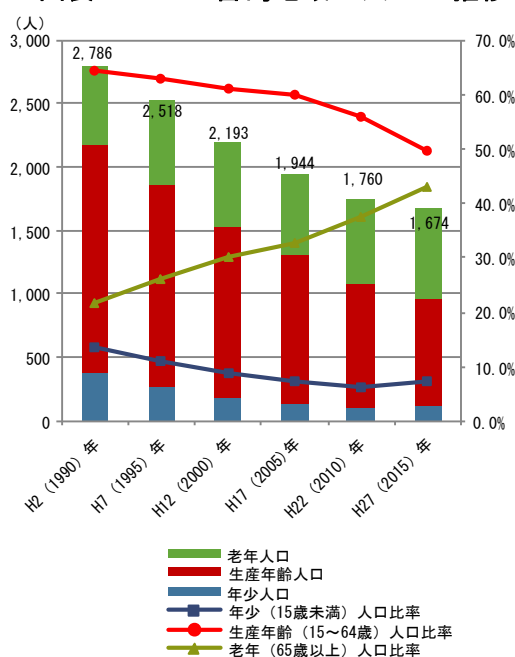
また、宮島は平成9(1997)年に「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域に指定されている¹。過疎化の要因として、島しょ部という地理的条件に加え、船でしか行き来ができないという他の地域とは異なる公共交通体系の特殊性や、生活利便施設や多様な就業の場の不足、法的規制などにより、住宅環境の改善や新たな住宅用地の確保が極めて困難なことなどが考えられる。

図表3-1 人口の推移と推計



出典：国勢調査（平成27年調査）、国立社会保障・人口問題研究所による推計値（平成30年推計）

図表3-2 宮島地域の人口の推移



出典：国勢調査（平成27年調査）

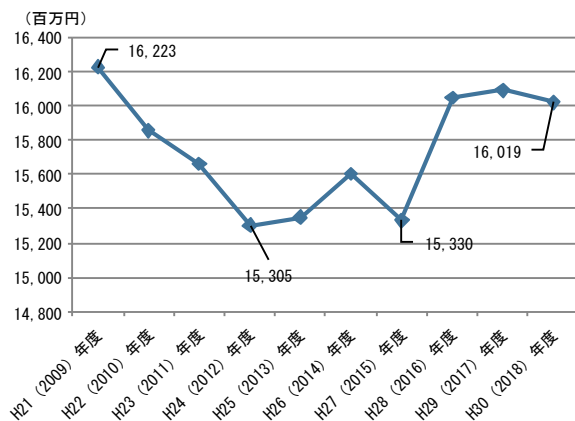
¹ 人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域。

(2) 市税の推移と扶助費の推移

廿日市市の市税¹の推移と扶助費²の推移は、図表3－3及び図表3－4の通りである。

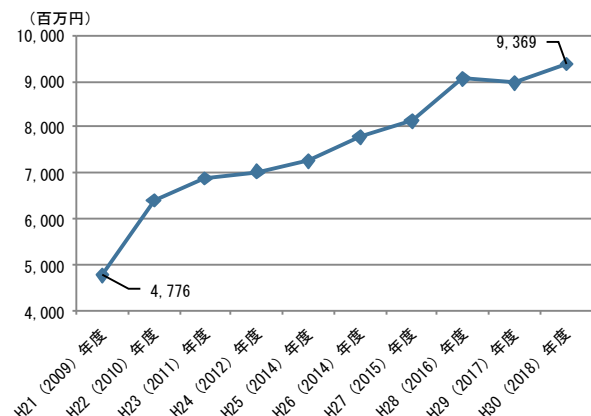
今後、廿日市市全体で生産年齢人口の減少により、市税は減少する見込みである。また、高齢化の進行により、扶助費は増加する見込みである。

図表3－3 市税の推移（収入）



出典：廿日市市・主要施策の成果に関する説明書（平成30年度）

図表3－4 扶助費の推移（支出）



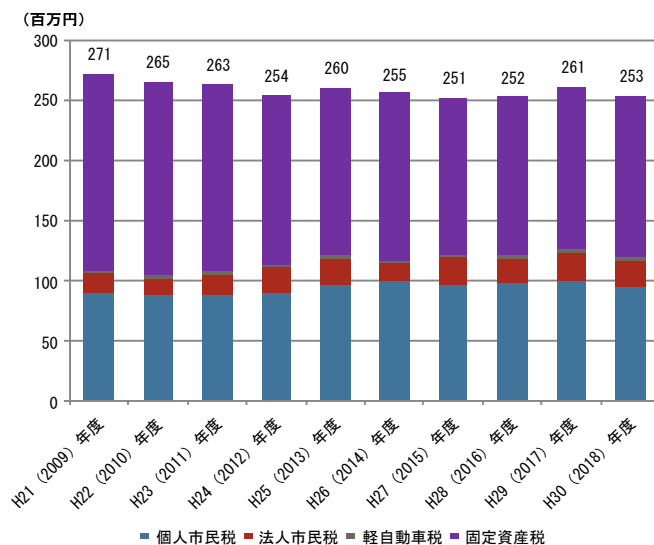
出典：廿日市市・主要施策の成果に関する説明書（平成30年度）

宮島地域の税収の推移（図表3－5）³を見ると、宮島への来島者の増加が直ちに税収の増加につながっていないことが分かる。

廿日市市の基礎的な行政サービスを支える基幹的な税目である固定資産税については、宮島地域の大部分が国有地、寺院、神社となっており法律によって非課税となっている。

観光地としての宮島の質的向上を継続的に図るためには、今まで説明してきたように、新たな財源の確保が必要となっている。

図表3－5 宮島地域の税収の推移



出典：廿日市市

¹ 市税とは、地方税法に基づき市が賦課している税で市の行政サービスに充当される。市税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税で構成されている。

² 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者、生活困窮者などに対して、国や地方公共団体が行う支援に要する経費である。扶助費は社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費、衛生費、教育費から構成されている。

³ それぞれの税収額は、一定条件により抽出した参考値である。

(3) これまでの財源確保の取組

宮島に関連する財源を確保するためには、以下のような取組をしている。

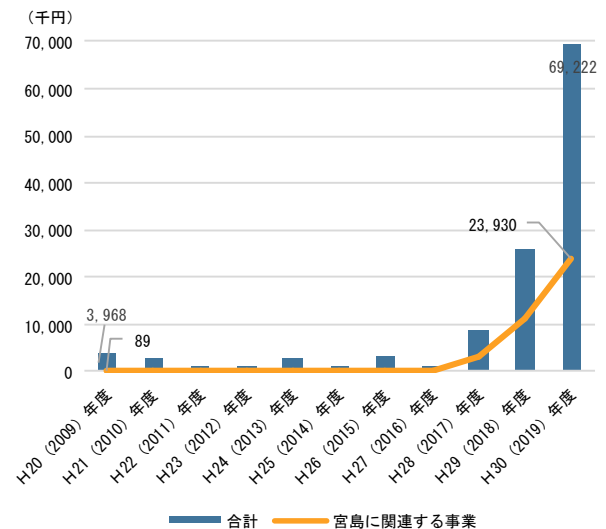
1) 「宮島の自然や文化財の保護と観光振興に関する事業」(ふるさと寄附金の募集)

ふるさと寄附金については、制度を開始した当初は、宮島に関連する事業を含め、全体として寄附金は少額であった。

平成 28 (2016) 年度からは、ふるさと納税受付サイトを活用し、旅館など宿泊券のお礼の品の充実させる取組などをし、寄附金も増加傾向にある。

寄附金の使い道として寄附者が選択した項目の第 1 位は、「宮島の自然や文化財の保護と観光振興」であり、その寄附額は前年度に比較し 23,930 千円(平成 30 (2018) 年度)と大幅に増えている。

図表 3-6 ふるさと寄附金の推移



出典：廿日市市

2) 宮島地域寄附型自動販売機の設置

宮島の自然、文化等を守り、育てるための財源確保策の一つとして、宮島地域寄附型自動販売機を民間事業者と協定を締結し設置している。平成 29 (2017) 年度から設置し、平成 30 (2018) 年度までで、合計約 1,987 千円の収入を確保している。

3) デジタルサイネージ設置

多くの来島者が利用する宮島栈橋旅客ターミナルで、行政財産の一部貸し付けにより、デジタルサイネージを民間事業者が設置している。契約期間は、平成 30 (2018) 年度から 5 年間で設定し、令和 4 (2022) 年度までで合計 19,690 千円の収入を確保している。

令和元 (2019) 年 8 月に供用開始した宮島おもてなしトイレでは、契約期間は、令和元 (2019) 年から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日までとし、令和 5 (2023) 年度までで合計 6,156 千円の収入を確保している。

4) 鹿角の活用

宮島の鹿の保護、環境保護の趣旨に賛同する者に鹿角を無償提供し、製品化した場合はその販売額の一部を寄附する制度を導入し、これまでに合計 1,070 千円の収入を確保している。

法定外税の導入によって、世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り、次世代に継承していき、観光地としての質的向上を図るための基礎的な財源の一部が確保される。しかし、この法定外税は宮島を訪れる人達から徴収できる仕組みである。島外に住む国内外の「宮島に想いをはせる人」にも協力してもらえようクラウドファンディング制度などを積極的に活用し、引き続き財源確保策の検討が必要である。

（４）新しい財源（法定外税）の必要性

廿日市市の歳入の中で最も比率が高いのが市税（地方税）であり、歳入総額（平成 29（2017）年度）の 31.1%を占めている。市税をはじめとする地方税の制度は、地方自治体の構成員がその共通の経費を広く負担し、地方自治体のサービスの受益に応じて負担するという考え方で成り立っている。

宮島への来島者の増加による観光産業の活性化は、廿日市市の雇用確保や対外的な発信力の向上に重要な役割を果たしていると高く評価できるが、残念ながら廿日市市の財源確保には直結していない。

普通交付税¹の基準財政需要額は、標準的な経費を算定するために考えられており、観光客等の訪問者を基礎とした交付税措置とはなっていない。年間 460 万人を超える来島者への対応に必要な経費については、国等からの措置も十分とは言えない。

さらに廿日市市が宮島で展開している行政サービスを支えるのに、現在の市町村税や地方交付税だけでは十分な財源とは言えず、観光客等の訪問者が行政サービスを負担する構造にもなっていない。

廿日市市は「（３）これまでの財源確保の取組」において示したように、一定の財源確保に取り組んできたが、抜本的な問題解決に至っていない。

世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を次世代に継承し、観光地としての質的向上のための施策や年間 460 万人を超える来島者に対応するための施策に必要な経費の一部を、以上述べてきたように、来島者に求めることには合理性がある。そのためには受益者又は原因者を広く設定し負担を求めることが可能な地方税、つまり法定外税が必要となっている。

¹ 普通交付税は、財源を不足する地方公共団体（都道府県・市町村・特別区など）に対して、国が交付する税の 1 つである。

4 新しい財源確保策の提案

(1) これまでに検討された案

宮島に関する法定外税は、これまで2度検討されている。1回目は『宮島を守るための新しい税』（平成20（2008）年度）として、2回目は『廿日市市法定外目的税導入検討委員会』（平成28（2016）年度）の案としてまとめられている。従って、最初に検討された時から数えると、11年を経過していることになる。この2つの案の概要は以下の通りである。

1) 『宮島を守るための新しい税』（平成20年度）

この税は廿日市市役所内に設けられたプロジェクトチームにおいてまとめられ、この時には、「宮島に入域する行為に課税」する＜A案＞と「宮島に他人を入り込ませる行為に課税（宮島航路に就航している船舶に課税）」する＜B案＞が検討された。

＜A案＞については「実際に税を徴収することが困難」であり、その理由としては課税コスト（発券システム修正、機器調整費用等の負担）や市の事務量の増加などの課題が挙げられている。

＜B案＞については「運賃値上げが避けられないため船舶運航事業者の理解が必要であり、課税コストも大きい」という課題が挙げられている。

当時の経済社会情勢と上記の理由から総合的に勘案して、新税の導入は見送られた。

2) 『廿日市市法定外目的税導入検討委員会』（平成27―28年度）

2回目は検討委員会形式で検討された。この委員会では、「旅客フェリー（海上運送法に基づく許可・届出をして旅客を運送する船舶）によって宮島へ入域する行為に課税」する＜C案＞と「宮島島内の観光入込施設に入館等を行う行為に課税」とする＜D案＞が検討された。

＜C案＞については「島民をはじめ、島外からの通勤・通学者などに対する生活者視点での影響をどのように考えるのか」、また「税導入への理解が得られるのか」といった課題が挙げられ、更に議論を重ねる必要があるとされた。

＜D案＞について「課税対象となる施設の明確化・特定化が必要となる」、また「観光客が最も多く訪れる厳島神社が考えられるが、他都市の過去の事例における課題等を踏まえ、慎重に検討していくことが必要」といった課題が挙げられている。

「島民をはじめ、市内外の方々の理解と協力が得られる、より良い財源確保について慎重に検討されることを願います」という結論になり、委員会が6回開催され、書面審議1回行われたが、新税導入には至らなかった。

(2) 本委員会において提案する案

宮島に関する法定外税は、プロジェクトチーム及び委員会において提案された4つの案（図表4-1）のうち、＜A案＞と＜C案＞は内容的に類似しているため、概ね3つの案が今まで検討されたことになる。

3度目に設置された本委員会では、広く負担を求めることができる＜C案＞「旅客フェリーによって宮島に入域する行為に課税」について、まず、課税客体の範囲を確認することから始めた。

図表4-1 プロジェクトチーム・委員会で検討された案

『宮島を守るための新しい税』	
A案	宮島に入域する行為に課税
B案	宮島に他人を入り込ませる行為に課税（宮島航路に就航している船舶に課税）
『廿日市市法定外目的税導入検討委員会』	
C案	旅客フェリーによって宮島へ入域する行為に課税
D案	宮島島内の観光入込施設に入館等を行う行為に課税

1) 課税客体の範囲

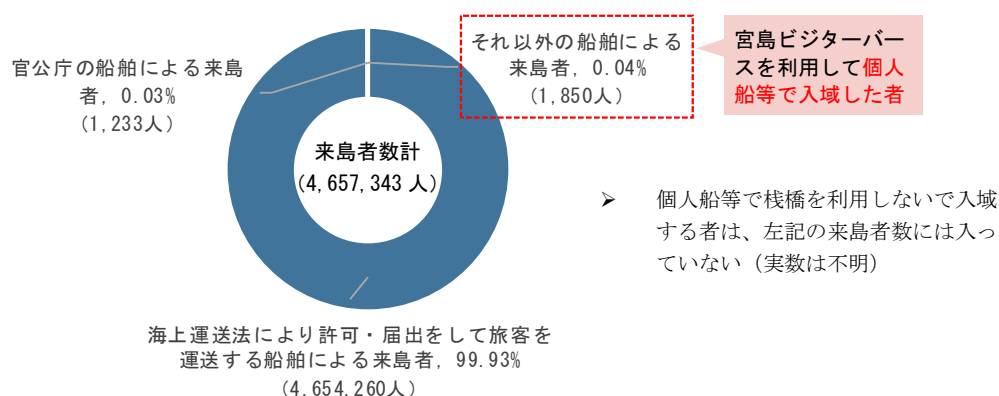
「旅客フェリーによって宮島に入域する行為」を課税客体とした場合、旅客フェリー以外の「個人船等による宮島へ入域する行為」が課税客体から外れることについて検討した。

図表4-2 森信茂樹・外部アドバイザーの見解の概要

- 公平性の観点から、個人船等で入域する者についても課税客体に含める必要がある。
- そのうち、市が確実にかつ容易に捕捉できる市が管理する棧橋を利用して入域する場合は、棧橋の使用申請と併せて税を徴収する方法を検討する必要がある。
- 棧橋を利用しないで入域するなど、市が確実にかつ容易に捕捉できない場合は、申告納付によって徴収方法を検討する必要がある（納税の周知を図る）。

この点について森信茂樹・外部アドバイザーから（図表4-2）のような見解が示され、「旅客フェリー」による宮島への入域だけでなく、「個人船等」による宮島への入域する行為も課税対象とし、「船舶（旅客フェリー、個人船等を含む）により宮島へ入域する行為」も課税客体として検討した。船舶別の来島者数の割合は、図表4-3の通りである。

図表4-3 船舶別の来島者割合（令和元年）



2) 今回検討した2つの制度案

「船舶による宮島に入域する行為」を基本に、どのような制度設計が「島民をはじめ、島外からの通勤・通学者などに対する生活者視点での影響をどのように考えるのか」「税導入への理解が得られるのか」といった、これまで挙げられた課題を解決できるかを検討した。

①案は「特定の目的の施策に充当するために、その受益者に費用の一部の負担を求める」とする応益課税であり、過去2回にわたって検討された＜A案＞と＜C案＞に類似する案である。

②案は「新たに発生する行政需要について、その原因者に費用の一部の負担を求める」とする原因者課税であり、今回初めて検討した案である。

① 船舶による宮島への入域【応益課税】（以下「宮島入域税」と略記）

「廿日市市法定外目的税導入検討委員会」（平成28（2016）年度）では、島民や島外からの通勤・通学者の理解と納得が課題として挙げられた。

第2回の本委員会では、「船舶による宮島への入域に課税する案（特定の目的の施策に充当するためにその受益のある者に費用の一部の負担を求める案）」について、島民や島外からの通勤・通学者の理解と納得を得るためには、世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り、次世代に継承していくとともに、観光地としての質的向上のための施策だけでなく、往来頻度の高さを考慮すると、島民にもより受益がある施策のための財源とする必要があるとの意見があった。

また、島民や島外からの通勤・通学者についても島民と同じように負担への配慮も必要であるとの意見があった。以上の意見を取り入れた案は、下記の通りである。

a 課税根拠

「世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り、次世代に継承していくとともに、観光地としての質的向上と歴史・文化の継承の担い手である島民の暮らしを支えるための施策」に必要な費用の一部について、その受益のある宮島への来島者に応分の負担を求める。

b 課税客体：船舶による宮島に入域する行為

特定の目的の施策に充当するために、その受益のある者に費用の一部の負担を求める制度であるから、受益のある来島者全員に課税する。

c 税の使途

具体的な税の使途としては以下のような施策が考えられる¹。

ア 宮島の自然・歴史・文化を守るための施策

イ 観光地の質的向上のための施策

ウ 歴史・文化の継承の主な担い手である島民の暮らしを支えるための施策

d 税率

往来の頻度の高い者への負担の考慮が必要との意見を取り入れ、税率を設定する²。「とん税（国税）」の年払い制度を参考にして、以下のように制度設計をした。

ア 宮島に入域するごとに納付する場合：1回につき100円

イ 宮島に入域する際に1年分を一時に納付する場合：回数によらず500円

¹ （資料1）「税率の検討と使途のイメージ（5ヶ年の概算事業費）」を参照。

² 同上を参照。

課税免除については、他の自治体の事例やフェリー運賃における障がい者割引制度、小人運賃等の制度も踏まえ、検討が必要である。

② 船舶による宮島の訪問【原因者課税】（以下「宮島訪問税」と略記）

過去2回の検討では、上記①のような応益課税を中心に制度設計について議論されてきた。本委員会では、「船舶による宮島の訪問に関する案（新たに発生する行政需要について、その原因者に費用の一部の負担を求める案）」を新しく検討した。

国際的な観光地では、オーバーツーリズムによって、その地に暮らす住民への影響や、観光等で訪れた来訪者の不満の顕在化などへの対応が求められる状況にある。宮島においても年間来島者が平成20年には340万人であったが、令和元年には460万人を超え、来島者に起因する行政需要の多くを、廿日市市が負担をしている。今後も多くの来島者が宮島を訪れ、引き続き行政需要が発生することが予測される。

その行政需要に必要な経費の一部について、誰に負担を求めるべきかを検討した結果、発生する行政需要に対して、その原因者に費用の一部の負担を求める案を検討した。その案は、以下の通りである。

法定外税である熱海市の別荘等所有税では、原因者課税の制度を設計し、課税客体を家屋の中でも主として保養の用に供する家屋又はその部分等に絞り込んでいる事例はあるが、現時点では入域する行為に着目して課税客体を絞り込んでいる事例はない。そのため、この制度の適否について、外部アドバイザー及び租税法、租税論の専門家に意見を聞き、原因者課税として課税客体を原因者に絞ることは可能という見解¹に基づいて制度を設計した。

a 課税根拠

課税する主な根拠は、以下の通りである。

- 多くの観光客等が宮島に来島することにより、生じる行政需要の多くを廿日市市が負担している。
- 普通交付税における基準財政需要額は、標準的な経費を算定するものであるから、観光客数等の外からの訪問者を基礎とした交付税措置はない。
- 他都市では、原因者負担的な要素を持たせ、主として観光客に応分の負担を求める宿泊税を課しているが、宮島の宿泊者は来島者の1割にも満たない状況にある。宮島における1人あたりの観光消費額は3,990円（平成30年）である。現時点では通過型の観光が主体となっている。従って、観光客等の訪問者に負担を求める宿泊税は、広く負担を求める点で有効に機能しない。
- 観光客の増加が直ちに宮島地域の税収につながっておらず、多くの観光客等が宮島への来島によって生じる行政需要の一部を原因者に負担してもらうためには、宮島に入域する行為で、課税客体を絞って徴収する手法が最も適切である。

b 課税客体：船舶による宮島を訪問する行為

訪問とは、恒常的に所在する以外の者が宮島に入域することをいう。恒常的に所在する者とは次の者をいう。

- ア 廿日市市宮島町の区域内に住所を有する者
- イ 廿日市市宮島町の区域内に通勤又は通学する者

¹ （資料2）「外部アドバイザー及び租税法・租税論の専門家の見解（概要）」を参照。

c 税の用途

外部からの来訪によって発生する行政需要に対応するための経費に充当することが考えられる¹。意見聴取した租税法・租税論の専門家からは、多くの観光客等の来島によって生じる行政需要に対して、用途を特定した目的税として制度設計するのではなく、普通税²とする方が望ましいとの意見が寄せられた。また、普通税で制度設計しながらも、納税者の理解と共感を得るために、ある程度の用途の方向性を示すべきとの意見もあった。

これらの意見を踏まえ、目的税とすべきか普通税とすべきかの検討が必要である。

d 税率

「① 船舶による宮島への入域 d 税率」と同じ内容とする。

3) 今回提案する案

本委員会は、1) において「課税客体の範囲」を定め、2) において「2つの制度案」について検討してきた。ここでは「2つの制度」を比較検討し、以下のように導入する制度の優先順位をつけて提案したい。

「宮島訪問税」を第1順位として、「宮島入域税」を第2順位としたい。その理由は以下の通りである。

「②船舶による宮島の訪問」においてすでに述べたように、1,548人（住民基本台帳：令和2（2020）年4月1日時点）の住民が住んでいる宮島に、多くの訪問者が来島し、そのために行政経費が増加しているからである。外部からの訪問者に、その費用の一部の負担を求めることによって、宮島に暮らしている住民等との公平が保たれると考えた。3（1）で述べたように、人口減少と少子高齢化も急速に進んでいく。このような状況を踏まえると、「宮島入域税」に比べ「宮島訪問税」は島民や通勤・通学者などに対する生活者視点での影響を考慮できることやこれらの人々の理解と納得が得られやすいと考えられる。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るい、観光客が昨年のように宮島を訪れるのは難しいので、「宮島訪問税」の導入を延期したらどうかという意見があるかもしれない。確かに宮島の本年3月の来島者数は前年と比べると19万1,844人、比率では対前年比54%減になっている（廿日市市HP「宮島来島者一覧」を）。1-2年という短期間で見れば、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、観光客が減少するに違いない。税の導入が最初に検討されたのは平成20（2008）年。すでに今日に至るまで11年の歳月が過ぎている。従って、新しい税の制度は今年度中に策定し、新型コロナウイルス感染者数や観光客数などの諸条件を勘案しながら、新しい税の徴収を実施に移していくことがよいと判断する。

最後に「宮島訪問税」案の実現が何らかの理由で難しい場合には、「宮島入域税」も導入に値するということを付記しておきたい。

¹ （資料1）「税率の検討と用途のイメージ（5ヶ年の概算事業費）」を参照。

² 普通税とは、税収の用途が限定されていない税。一方、目的税は、税収の用途が条例で定めた特定の費用に限定される税。

5 法定外税の徴収方法

法定外税の徴収方法については、地方税法の規定により、徴収の便宜に従い、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

『廿日市市法定外目的税導入検討委員会結果報告書』（平成 28 年）では、旅客フェリー（海上運送法に基づく許可・届出をして旅客を運送する船舶）により宮島に入域する行為に課税する場合の徴収方法について、以下のような課題があげられている。

- 税専用ゲートの設置は、簡素で効率的な徴収方法の一つとして考えられるが、多様な航路により、国内外から年間約 400 万人が訪れる宮島において、「混乱なくスムーズに確実な徴収ができるか」が最も大きなポイントとなる。
- 実現に向けては徴収コストとのバランスを考慮した視点も必要となる。
- 地方税法に規定する徴収方法のあり方（特別徴収）についても、関係者の理解と協力が不可欠である。

図表 5－1 徴収方法の種類

普通徴収	徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって税を徴収する方法
申告納付	納税者がその納付すべき税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付する方法
特別徴収	税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させる方法 特別徴収義務者：特別徴収によって税を徴収し、且つ、納入する義務を負う者 申告納入：特別徴収義務者がその徴収すべき税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入すること 納入金：特別徴収義務者が徴収し、且つ、納入すべき税
証紙徴収	地方団体が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもって地方税を払い込ませる方法

（１）宮島における港湾施設（栈橋）の状況

宮島における港湾施設（栈橋）は図表５－２及び図表５－３で示したように６カ所あり、宮島１号栈橋から３号栈橋までの全来島者の比率は 99.84%となっている。

図表５－２ 令和元年における港湾施設別の来島者数

施設名	来島者数	設置者	港湾施設使用許可事務 (使用料徴収事務委託先)
宮島１号栈橋	2,544,519 人 (54.63%)	広島県	廿日市市
宮島２号栈橋	1,723,075 人 (37.00%)	広島県	廿日市市
宮島３号栈橋	382,276 人 (8.21%)	広島県	廿日市市（民間事業者）
宮島ビジターベース ^１	4,492 人 (0.10%)	広島県 ^１	廿日市市（民間事業者）
杉之浦栈橋	2,434 人 (0.05%)	廿日市市	廿日市市
包ヶ浦栈橋	547 人 (0.01%)	廿日市市	廿日市市
	4,657,343 人 (100.00%)		

図表５－３ 宮島における港湾施設位置図



¹ 平成 31（2019）年 3 月 25 日に網之浦栈橋を廿日市市から広島県に移譲したことから、広島県が宮島ビジターベースとして一体的に所有している。

(2) 宮島へ入域する旅客フェリーの航路

J R 西日本宮島フェリー株式会社及び宮島松大汽船株式会社が運航する宮島～宮島口航路は、生活航路としての役割を担い、運賃の上限については中国運輸局長の認可を受けなければならない。この航路による宮島への来島者割合は、約 90%を占めている。その他の旅客定期航路は観光航路として運航されている。因みに、旅客定期航路は、海上運送法では、定められた航路を定められたダイヤ通りに運行する乗合運送として、許可制となっている。

この他に不定期航路事業として許可制の定められた航路を一定のダイヤによらず運行する起終点を同じとする乗合または貸切運送と、届出制の一定の航路ではなく人の運送をするクルーズ船や海上タクシーなどがある。

(3) 「旅客フェリーによって入域する者」からの徴収方法

宮島は、国内外から多くの観光客が訪れる国際的な観光地である。本委員会で徴収方法を検討する際に、以下の視点を重視して検討した。

- 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない。
- 乗客に過度な手間がかからない。

フェリー運賃の徴収と同時に法定外税を船舶運航事業者が徴収する特別徴収と、廿日市市がゲートを設置して直接、法定外税を徴収する場合を比較すると、前者の方が以下にあげる理由から合理的である。

- 税専用ゲートの設置が不要となれば、乗客の滞留を抑えることができ、安全性に優れ、乗客の時間的負担が少ない。
- 乗客にとって一度の支払い（フェリー運賃と法定外税）で通過でき、手間がかからない。

よって、法定外税の徴収方法については、船舶運航事業者による特別徴収を基本にして、関係事業者と調整していく。他方では、これまでの検討や今回の委員会の中で特別徴収をする場合には以下の課題があげられた。

- 鉄道とフェリーの切符が一体となっている連絡切符等について、販売時に法定外税をあわせて徴収するとした場合には、鉄道各社の全国のシステム改修が伴い、多額の費用が必要となる。
- ジャパン・レール・パスや青春 18 きっぷなどの企画チケットの販売時には、宮島への来島は未定であり、宮島に来島しない者は納税義務者とはならない。

上記の課題を踏まえると、法定外税の導入を実現するには、連絡切符や企画チケット等の購入者からの法定外税の徴収は、原則、発券時に法定外税を徴収せず、フェリーの乗船時に、法定外税のみを徴収することになる。このことから、これまで企画チケット等を提示するだけでフェリーに乗船していた乗客に対して、法定外税を改めて徴収することになる。企画チケットの利用者の多くが外国人観光客であることを考慮すると、スムーズに徴収する方法について、船舶運航事業者と更に調整をしていく必要がある。これらの課題を協議するために、多くの来島者を運送する J R 西日本宮島フェリー株式会社及び宮島松大汽船株式会社と「徴収方法検討部会」を設けた。この部会では企画チケット客向けの臨時案内所や宮島口側に J R 西日本宮島フェリーの改札機能の設置など、特別徴収の実施に伴う諸課題について意見交換をした。両事業者は、特別徴収の実施に向けた具体的な検討に入っており、今後は、他の船舶運航事業者とも速やかに調整をしていく必要がある。

また、法定外税の徴収方法にあたっては、徴収事務経費等も含め引き続き関係事業者と調整、検討する必要がある。

（４）個人船等で入域する者からの徴収方法

森信茂樹・外部アドバイザーの意見を踏まえ、個人船等で入域する者からの徴収方法は以下の場合を検討する。

- ① 港湾施設（栈橋）を利用して入域する場合には、個人船等が利用する栈橋の使用申請と併せて、港湾施設使用許可申請の受付事務をする者によって特別徴収する方法が考えられる。
- ② 港湾施設（栈橋）を利用しないで入域する場合には、申告納付によって税を徴収する方法がある。個人船等によって栈橋を利用しないで入域する者が、申告するように事前に周知するように努める。

参 考

(資料 1) 税率の検討と使途のイメージ (5 ヶ年の概算事業費)

1 税率の検討

以下の事項を考慮し、税率を検討した。

- ・総務省の同意にかかる処理基準との関係
- ・税の使途（事業費）との関係
- ・他の地方団体の法定外税との比較
- ・納税義務者の理解が得られ、継続して導入できるか

(1) 総務省の同意にかかる処理基準からの考察

「宮島入域税」「宮島訪問税」と類似する入域する行為に課税する他の地方団体の法定外税の税率は、空港連絡橋利用税（泉佐野市）が 100 円/往復、環境協力税・美ら島税（伊是名村外 3 村）が 100 円/回となっている。1 回の入域につき 100 円の税率は、総務省の同意処理基準の 1 つである「住民（納税者）の負担が著しく過重となること」に該当しないと考えられる。

なお、「宮島訪問税」の課税対象者の大多数を宮島に訪問する観光客であることを前提にすると、宮島における一人当たりの観光消費額 3,990 円（H30）と比較しても、住民（納税者）の負担が著しく過重となるとは言えない。

(2) 税の使途（事業費）からの考察

①宮島入域税は目的税であり、「ア 宮島の自然・歴史・文化を守るための施策」「イ 観光地の質的向上のための施策」「ウ 歴史・文化の継承の主な担い手である島民の暮らしを支える施策」に充当する。宮島まちづくり基本構想（令和 2 年 3 月策定）に関連する取組の中から①宮島入域税によって、その経費の一部を充当すると考えられる概算事業費は以下の通りである。

① 宮島入域税【応益課税】の使途のイメージ

	5 ヶ年の概算（令和 3－7 年度）	
	概算事業費	内訳 特定財源 ¹ 一般財源 ²
ア 宮島の自然・歴史・文化を守るための施策 ・宮島の自然を解説するビジターセンター整備、伝統文化の保存・伝承、宮島町史編纂など	約 24.8 億円	約 18.8 億円 ----- 約 6.0 億円
イ 観光地の質的向上のための施策 ・AI や IoT・ICT を活用した電子パンフレットや観光アプリなどの整備、観光誘客強化、宮島旅客ターミナルの改修など	約 48.1 億円	約 32.9 億円 ----- 約 15.2 億円
ウ 歴史・文化の継承の主な担い手である島民の暮らしを支えるための施策 ・フェリー利用の助成、フェリーの早朝夜間便の拡充、宮島診療所の休日・夜間体制の充実など	約 5.6 億円	約 0.2 億円 ----- 約 5.4 億円

¹ 特定財源とは、特定の事業目的のために得られる国庫補助金、地方債など。

² 一般財源とは、特定財源以外の市がまかなう財源。

②宮島訪問税では、宮島まちづくり基本構想に関連する取組の中から原因者課税に基づいて考えるとその経費の一部を充当すると考えられる概算事業費は以下の通りである。

② 宮島訪問税【原因者課税】の使途のイメージ

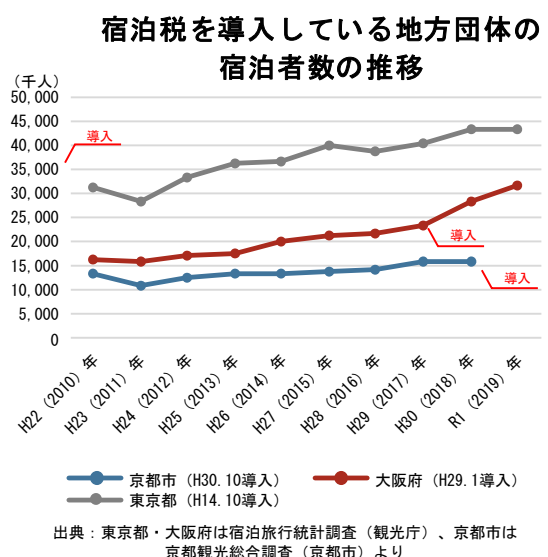
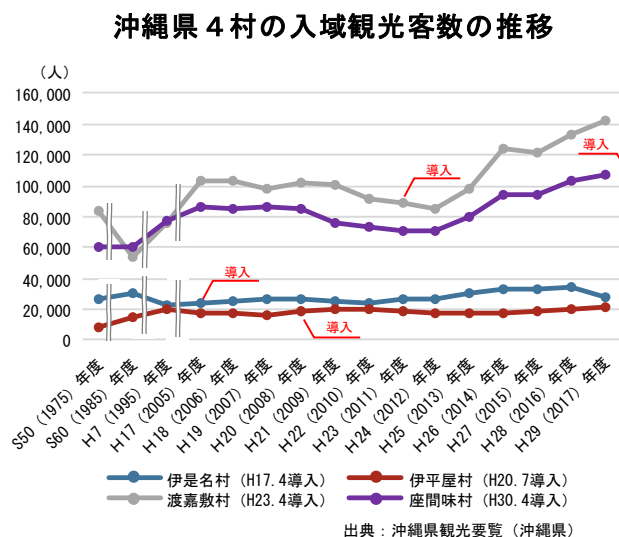
	5ヶ年の概算（令和3～7年度）		
	概算事業費	内訳	特定財源 一般財源
外部からの来訪によって発生する行政需要 ・観光案内の運営、無料 Wi-Fi の整備などの観光受け入れ環境整備、宮島旅客ターミナルの改修・維持管理、宮島口旅客ターミナルの維持管理、観光客等に対応する宮島診療所の夜間対応、トイレ等の観光施設の改修・維持管理、宮島口渋滞対策、訪問者に対応する消防機能の維持、訪問者が排出するゴミの処理など	約 64.9 億円		約 46.5 億円
			約 18.4 億円

（３）他の地方団体の法定外税との比較

他の地方団体における観光に関連する法定外税の税率は、宿泊税が 100 円から、乗鞍環境保全税が 300 円から、遊漁税が 200 円などとなっている。

（４）納税義務者の理解等

観光に関連する代表的な法定外税である沖縄県 4 村の環境協力税・美ら島税、宿泊税を導入した地方団体における観光客等の推移を見ると、税導入による観光客数への影響はないと思われる。



以上のように多角的に検討した結果、1 回の入域につき、100 円が妥当であると判断した。

（５）年払い制度の導入

入域毎に課税をする環境協力税・美ら島税や関空連絡橋利用税などとは違い、宮島と宮島口を結ぶ宮島航路は生活航路の指定を受けていることからみてもわかるように、往來の頻度の高い者が多いことが容易に推測できる。また、過疎地域に指定されている宮島住民の生活

を支えるためにも、往来の頻度の高い者に対して特別に配慮する必要があると考えた。また、法定外税導入にあたり、各種団体から以下のような要望があったことも加味し、課税対象となる往来の頻度の高い者に対して、国税（とん税）で導入されている年払い制度を参考にし、負担を軽減した。

（廿日市市議会総務常任委員会）

- ・「宮島の住民及び島外からの通勤・通学・介護等で、日常的に宮島への往来が必要な方への負担軽減策を検討すること」

（宮島町商工会）

- ・「入島税導入を前提とし、島内住民の通勤・通学者の負担軽減はもとより、事業者経営支援の基本的立場から、事業者・従業員の通勤に係る配慮、流通コスト抑制措置、目的税である入島税の収支と使途の透明性確保等を要望する。」
- ・「宮島で事業を営む経営者及び従事する従業員の中には、島外からの通勤者も多くいる。その通勤費が課税により恒常的に増加すると、事業者の経営収支を大きく圧迫するため、当該通勤者の負担軽減を求める。」
- ・「島内事業者が仕入・配達等で島外を往復する場合、又は、島内事業者に向けて物品材料を卸すメーカー及び宅配事業者等の車両や人員に対する課税は、事業者の流通コストを増大させるため、流通業務に係る事業者への負担軽減を求める。」
- ・「宮島の事業者等の改修工事等を担う工事業者の車両や人員、及び経営支援専門家等に対する課税も、島内事業者のコスト増に繋がることから、負担軽減を求める。」

課税対象となる者でも、宮島の暮らしを支えてもらうためには、特別に配慮する必要がある、さらに宮島を将来にわたって維持していくためには、多くの住民（納税者）に理解を得られる制度にする必要がある。そのためには年払いの税率を抑える必要がある。他方では年払いの税率を抑えると特別の配慮を必要としない観光客等の年払いの利用も増加し、特別徴収義務者の徴収事務（判別事務等）の負担となる。入域1回の税率100円を基にして、往来の頻度の高い者への特別な配慮と、特別徴収義務者の判別事務にかかる負担とのバランスを考慮し、年払いの税率は500円が妥当であると考えた。

（6）総務省の同意にかかる処理基準の検証

この税率について、総務省の同意にかかる処理基準との関係について検証した。この案は国税又は地方税と課税標準が同一のものもなく、また1回の入域につき税率100円であれば、他の自治体の類似する法定外税と比較しても同程度である。往来の頻度の多い者については、1年分を一時に納付する場合には500円であるから、著しく過重な負担とならない。

物の流通への影響についても、この案は「物」を課税標準としていないし、往来の頻度の高い物流事業者の場合には1年分を一時に500円を納付するのだから、物の流通に重大な障害を与えることに該当しないと考えた。

他の自治体の類似する法定外税と比べてみても、実施後に来島者が減少する可能性も低く、国の経済施策に照らして適当でないことにも該当しない。従って、総務省の同意基準に照らしても、導入可能であると判断した。

（資料２）外部アドバイザー及び租税法、租税論の専門家の見解（概要）

外部アドバイザー及び租税法、租税論の専門家の見解は以下の通りである。（外部アドバイザー以外は、五十音順に掲載）

森信茂樹・外部アドバイザー
➤ 多くの観光客等の来訪によって発生する行政需要を、その原因者に行政需要の経費の一部の負担を求める法定外税の制度設計は可能である。例えば、環境税は汚染者負担の原則という考えのもと、原因者にその負担の一部を求める制度設計となっている。 ➤ 課税技術上、納税義務者を外形的に判断できる必要があるが、案②「宮島への訪問者」の定義であれば、外形的に判断することが可能と考えられる。 ➤ 定義された納税義務者を、徴収する現場でも混乱無く判断できるように特別徴収義務者等と調整をしていく必要がある。

青木宗明・神奈川大学経営学部教授
➤ 法定外税の創設が求められる理由は、もっぱら島外から来訪する人々によって、「追加の財政需要」が発生していることに求められる。従って、観光客等の来訪によって発生する行政需要を、その原因者に負担を求める法定外税の制度設計は可能である。 ➤ 観光客等によって引き起こされる行政需要は、観光に特化するものではなく、一般的な行政需要である。この点で島民等を非課税とする根拠は、島民はすでに住民税を負担しており、観光客等の来訪がないと仮定した場合、財政需要は同税によって賄われているはずという点である。すなわち、構想する法定外税は来訪者についての住民税の代わりと考えてもよい。1日であれ2日であれ、短期滞在する間の分の住民税を法定外税として負担するというイメージである。かくして、法定外税の用途は特定されるべきではなく、普通税として制度構築すべきである。 ➤ 用途によって島民等にも受益があるではないか（納税義務があるのではないか）との指摘は、応益課税を想定しており、原因者課税の場合には当てはまらないので不適切な指摘である。ここで構想する法定外税は政策税制であり、課税の効果を上げるために、課税客体・課税標準や納税義務者を厳選するのは間違いではない。 ➤ この政策税制に対して、無差別に全員に課税するのが公平など、一般的な租税原則を振りかざして批判するのがむしろ間違いである。

渋谷雅弘・中央大学法学部教授

- 全員に課税することが公平だとする考え方もあるが、原因者にその費用の一部を、受益者にその費用の一部を負担させることで公平だとする考え方もある。
- 税の制度設計や条例上で、税の公平性が保たれても、実際の徴収の現場でそれが実現できないと公平性が保たれないという部分もあるため、その両方を意識しておく必要がある。

田中 治・同志社大学法学部教授

- 多くの観光客等の来訪によって発生する行政需要を、その原因者に行政需要の経費の一部の負担を求める法定外税の制度設計は可能である。
- 多くの観光客等の来訪によって発生する追加の行政需要に対応するための法定外税であり、島民等がその負担を負うべきではないとする方が、課税の正当性があるのではないか。
- 来訪者に経費の一部を求める点において、宿泊税と同じ考え方である。

沼尾波子・東洋大学国際学部教授

- 年間 400 万人以上の来島者があれば、行政が担う追加的な負担は大きいだろう。それらについて、来島者に応分の負担を求めることも必要だろう。
- 使途については、宮島のために使われているという納税者の理解と共感が必要である。税負担を通じて、島の環境保全等に参加しているという考え方が持てるような使途を考えることも大切。税の使途について、来島者に分かりやすく伝えていく工夫も必要である。

三木一義・青山学院大学名誉教授

- 選挙権を有しない者への課税は好ましくないと言われているが、宿泊税や国際観光旅客税でも、行政区域外や国外からの旅行者が主な納税義務者となっている。観光施策や観光インフラの整備の財源の一部をそれらの原因者に負担を求めるのは課税根拠として許容されている。
- 宮島への入域者のうち、宮島以外から訪問する者へ課税し、その使途が宮島及び観光施設の維持に使われるのであれば、宮島島民及び納税義務者にも受け入れられるのではないか。廿日市市の課税自主権を発揮すべきである。
- 法定外税の同意要件である、①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、③国の経済施策に照らして適当でないこと、の三要件のいずれにも該当しないと考えられる。

吉村政穂・一橋大学大学院法学研究科教授

- 狙い撃ち課税は、平等原則違反のおそれがあるほか、政治プロセスに関与できないという部分で問題があると一般的に言われているが、宿泊税でも大半が選挙権を持たない者が納税義務者となる制度設計であり、許容されつつある。その際、負担が過度ではない、使途の透明性、納税者のメリットなどがポイントだろう。
- 他都市では、観光施策のための財源として、その都市を訪問する者が利用するという前提で宿泊行為に着目して課税している。しかし、通過型の観光地では採用できないし、観光客などの訪問者への課税ポイントを見出すことは難しい。その点においては、入域する行為のうち、宮島を訪問する者に課税することは一定の合理性があるのではないか。
- 多くの観光客等の来訪によって発生する行政需要に充てるためであれば、普通税が相応しいだろう。その際、使途の透明性を確保するためには、ある程度使途の方向性を示すべきだろう。太宰府市の「歴史と文化の環境税」が参考になる。

(資料3) 検討委員会及び部会の開催状況

■宮島財源確保検討委員会

回次	開催日	議事
第1回	令和元年10月11日	(1) 宮島財源確保検討委員会について (2) 宮島を取り巻く環境の変化について (3) 宮島まちづくり基本構想の概要について (4) 地方自治体の自主財源について (5) これまでの経緯について
第2回	令和元年12月20日	(1) 会議の公開・非公開について (2) 徴収方法検討部会の設置について (3) 宮島まちづくり基本構想(案)における取組例 (4) 課題への対応について
第3回	令和2年2月6日	(1) 課税客体について (2) 特別徴収について
第4回	(書面会議) 令和2年5月11日～ 18日	(1) 『新しい財源確保策について』(報告書案) 【会議結果】承認

■徴収方法検討部会

回次	開催日	議事
第1回	令和2年1月9日 広島電鉄株式会社 宮島松大汽船株式会社	(1) 課題への対応について
第2回	令和2年1月14日 JR西日本宮島フェリー株式会社 西日本旅客鉄道株式会社広島支社	(1) 課題への対応について
第3回	令和2年3月16日 広島電鉄株式会社 宮島松大汽船株式会社	(1) P A S P Yでの税上乗せ支払いについて (2) 交通系 I C カードでの税支払について (3) 特別徴収費用について (4) 島民専用 P A S P Y 等について (5) 券種別改札・判別方法の検討について
第4回	令和2年3月17日 JR西日本宮島フェリー株式会社 西日本旅客鉄道株式会社広島支社	(1) P A S P Yでの税上乗せ支払いについて (2) J R パス対応について (3) 改札場所について (4) 券種別改札・判別方法の検討について

(資料4) 宮島財源確保検討委員会委員名簿

氏名	所属・職名	備考
市川太一	広島修道大学 名誉教授	委員長
長坂康史	広島工業大学 学長	委員長職務代理
田村興造	広島経済同友会 代表幹事	
正木文雄	宮島町総代会 会長	
中村靖富満	一般社団法人宮島観光協会 会長	
坂本恭弘	一般社団法人宮島観光協会 副会長	第3回代理出席
梅林保雄	宮島町商工会 会長	第3回から
塩田ひとし	一般社団法人はつかいち観光協会 代表理事会長	
山中好文	一般社団法人宮島ネイチャー構想推進協議会 代表理事	
堀野和則	廿日市市副市長	

(資料5) 宮島財源確保検討委員会外部アドバイザー名簿

氏名	所属・職名	備考
森信茂樹	東京財団政策研究所 研究主幹 中央大学大学院法務研究科特任教授（租税法）	
日野誠司	緒方・藤川法律事務所（弁護士）	

(資料6) 宮島財源確保検討委員会オブザーバー名簿

氏名	所属・職名	備考
今津時宏	J R 西日本宮島フェリー株式会社 代表取締役社長	
辻本 建	西日本旅客鉄道株式会社広島支社 営業課長	
倉本照明	宮島松大汽船株式会社 代表取締役社長	
松本 誠	宮島松大汽船株式会社 常務取締役	
松本 穰	宮島松大汽船株式会社 運航部次長	

事務局

氏名	所属・職名	備考
加藤正行	廿日市市経営企画部宮島財源確保推進担当部長	
阿比留彩子	廿日市市経営企画部次長兼宮島財源確保推進室長	
西村元伸	廿日市市経営企画部宮島財源確保推進室調整監	
児玉剛樹	廿日市市経営企画部宮島財源確保推進室企画員	